

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年七月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県条例第三十五号

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（昭和四十五年徳島県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第六条の三第十一項及び第十二項又は第二十八条の九第十二項及び第十三項」を「第六条の三第十六項及び第十七項又は第二十八条の九第十七項及び第十八項」に、「第六条の三第十四項若しくは第二十八条の九第十五項」を「第六条の三第十九項又は第二十八条の九第二十項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。